共同事業体協定書

　（目的）

1. 当共同事業体は、「〇〇〇〇（以下「当該施設」という。）」の管理運営業務（以下

「当該業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

　（名称）

1. 当共同事業体は、〇〇共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

　（事務所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、　　　年　　月　　日に成立し、当該業務の協定期間の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当該施設の指定管理者となることができなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る協定が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の所在地及び名称）

1. 当事業体の構成員は、次の各号に掲げる者とする。

　⑴　所在地

　　　名　称

　　　代表者

　⑵　所在地

　　　名　称

　　　代表者

　⑶　所在地

　　　名　称

　　　代表者

　（代表者の名称）

1. 事業体は、（企業の名称）〇〇〇〇〇〇を代表者とする。

　（代表者の権限）

1. 事業体の代表者は、当該業務の履行に関し、当事業体を代表してその権限を行う

ことを名義上明らかにした上で、墨田区と折衝する権限並びに当該業務に係る申請書の提出、指定管理者制度に係る管理運営に関する協定の締結、指定管理料の請求、受領及び事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

　（構成員の出資の割合）

第８条　事業体の各構成員の出資の割合は、次の各号に掲げるとおりとし、当該業務について墨田区と協定内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　⑴　（企業の名称）　　　　　　　　　％

　⑵　（企業の名称）　　　　　　　　　％

　⑶　（企業の名称）　　　　　　　　　％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を斟酌の上、事業体の各構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

1. 事業体は、事業体の各構成員全員をもって運営委員会を設置し、組織及び編成並

びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請の決定その他当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

　（構成員の責任）

第１０条　事業体の各構成員は、当該業務の履行、下請契約その他の業務の履行に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

（取引銀行口座）

第１１条　当事業体の取引金融機関は、　　　とし、共同事業体の名称を冠した代表者名

　義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第１２条　事業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することができない。

　（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第１６条　事業体の各構成員は、墨田区及び構成員全員の承認がなければ、事業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日まで脱退することができない。

２　事業体の各構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合において、墨田区の承認がある場合に限り残存構成員が連帯して当該業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

　（構成員の除名）

第１７条　事業体は、各構成員のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び墨田区の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第１８条　事業体の各構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第１６条第２項から第５項までを準用するものとする。

　（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に変えて、他の構成員全員及び墨田区の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

　（構成員の加入）

第２０条　前２条の規定による構成員の脱退、除名及び破産又は解散（以下「脱退等」という。）により残存構成員のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、第１６条第２項及び第３項の規定にかかわらず残存構成員全員及び墨田区の承認を得て、新たな構成員を当該事業体に加入させることができる。

２　脱退等のより、残存構成員のみでは適正な業務の履行の確保が困難なときは、残存構成員は、当該業務履行継続のため、新たな構成員の加入に最大限努めるものとする。

３　第１項の場合において新たに加入した構成員の出資比率は、原則として脱退等構成員が脱退等の前に有していた出資比率によるものとし、他の構成員の出資比率は第１６条第３項（第１７条第３項及び第１８条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、第８条の規定により従前有していた出資比率とする。

　（解散後の瑕疵に対する構成員の責任）

第２１条　事業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第２２条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　外　　　社は、上記のとおり　　　　　　　　共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　年　　月　　日

　　　　　所在地

　　　　　名　称

　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　所在地

　　　　　名　称

　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　所在地

　　　　　名　称

　　　　　代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞